

七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町に
令和6年1月1日時点で住民登録をされていた皆さまへ
義援金(特別給付分)配分のお知らせ

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、ライフライン(上下水道、道路、電気等)に甚大な被害を受け、過酷な生活を強いられてきた6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)の皆さまに、第一次配分として決定された義援金を配分します。

1. 配分対象及び配分金額

対象	支給額
令和6年1月1日時点で、6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)に、住民登録をされていた方	5万円/人

※6市町に住民登録がない場合でも居住実態があったときは、居住を証明する書類の提出により対象と認められる場合があります。

2. 申請時に必要な書類

申請書(ホームページからダウンロードできます。)

対象となる方の身分証明書の写し(コピー)(給付対象者全員分)

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証、介護保険証、在留カード等で、
氏名・住所・生年月日がわかるもの

振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し(コピー)

代理申請の場合、代理人の身分証明書の写し(コピー)

※代理申請は、法定代理人(成年後見人等)のほか、親族その他平素から本人の身の回りの世話をしている方で、特に認める方に限ります。

住民基本台帳に登録がなく6市町に居住されていた方は、居住を証明する書類の写し(コピー)

電気・ガス・水道等の料金明細書、通学証明書、民生委員・町内会長による居住証明等

3. 申請方法

(1)オンライン **能登半島地震 義援金 特別給付** で検索 もしくは QR から

(2)郵送 下記に申請書等をお送りください。

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県健康福祉部企画調整室 あて

(3)窓口 石川県行政庁舎9階 健康福祉部企画調整室
(午前10時～午後5時、月～金 ※土日祝除く)



4. 支給方法

申請に基づき、指定の口座に「イシカワケンギエンキン」名義で振り込みます。

5. 問い合わせ先

076—225—1963(午前10時～午後5時、月～金 ※土日祝除く)

※詐欺等の犯罪にご注意ください。国・県・市町が、手数料や ATM の操作をお願いすることは絶対にありません。